

犯罪被害者を地域で支える市民講座 第3回

犯罪被害者と司法

静岡のぞみ法律特許事務所
弁護士 宮田逸江

2010/3/3 1

はじめに

- 被害者と司法制度

刑事 加害者を処罰するための手続
国家 vs 加害者個人＝被疑者、被告人

民事 加害者に対し損害賠償等を請求する手続
個人＝加害者 vs 個人＝被害者

※ 刑事手続(裁判)と民事手続(裁判)をごっちゃにしないこと!
刑事手続(裁判)で処罰が決まっても、自動的に、被害者に
対し賠償が行われるわけではない。

2010/3/3 2

刑事裁判をする場合の意義

- 加害者を処罰する
刑事裁判とは、国家が犯罪を行った者を、どのように処罰するか、決定するための手続き。刑事裁判により、加害者に処罰を受けさせることができる。
- 加害者に犯行を繰り返させない。
加害者に自らの行為の違法性、重大性を認識させ、犯行を繰り返させない。
- 被害者の安全の確保
加害者の逮捕、服役により、その間、被害者の安全を確保することができる。

2010/3/3 3

民事裁判をする場合の意義

- 経済的制裁を加える
被害者は、加害者の謝罪や社会的制裁を加えることを求めることが多い。被害は金銭に換算できない、お金の問題ではないと思う被害者は多い。
しかし、実際には、刑事罰以外には合法的な制裁は、金銭による賠償しかない。
- 被害者自身が原告となり主体的に行動できる。
- 処罰が困難でも、損害賠償責任は認められる場合がある。

2010/3/3 4

法律で、どう決まっているか ~実体(内容)と手続

刑事事件

実体法 = 刑法(特別刑法)
 ~どのような行為が犯罪となるのか
 どう処罰されるか
 各行為についての罰則規定

手続法 = 刑事訴訟法
 ~ どのような手続きで刑事事件が進むのか

民事事件

実体法 = 民法 ~ どのような権利が認められるか

手続法 = 民事訴訟法
 ~ どのような手続きで民事事件が進むのか

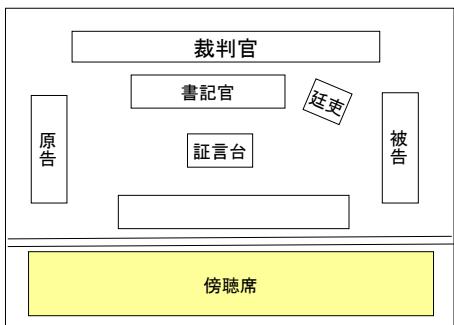
2010/3/3 5

法廷内の位置関係 ~ 刑事事件

裁判官
書記官
検察官
証言台
被告人(左右に刑務官)
傍聴席
弁護人

2010/3/3 6

法廷内の位置関係～ 民事事件



2010/3/3

7

刑事事件

～どのような行為が、処罰の対象となるか

ex 殺人 刑法199条

人を殺した者は、死刑又は無期もしくは5年以上的懲役に処する。

2010/3/3

8

刑事事件～被害者が加害者の処罰を求めていても、法律に規定のない場合は、処罰できない

被害(損害)の発生 ≠ 犯罪の発生

- ex 隣の家と、ゴミの出し方でもめている。
- ex 会社で、無視をされる。
- ex 取引先が代金を払ってくれない。
- ex 夫が生活費を払ってくれない。

罪刑法定主義

どんな行為が犯罪で、それに対しどのような刑罰を加えるかについては法律で細かく定められている

2010/3/3

9

どのように処罰されるのか～刑罰の種類

死刑

懲役 無期懲役

有期懲役 1月以上 20年以下

(加重する場合には 30年)

罰金 1万円以上

実刑判決

執行猶予判決 前科がなく、3年以下の懲役の言い渡しを受けたとき

ex 懲役 1年6月

執行猶予 3年 の意味 を正確に理解しよう！

よくある質問 加害者がすぐに出てきた？？

2010/3/3

10

被害の発生

被害の発生＝被害者が被害に遭う

既に捜査が開始されている。

OR

まだ捜査が開始されていない。

- ex 捜査機関が被害の発生を把握していない。
↓
・被害届
・告訴
・告発

2010/3/3

11

捜査中～被害者側での行動・手続

①警察官からの事情聴取 → 調書作成

②実況見分(実際の現場の確認・犯行状況の再現確認)立会

③証拠品等の提出

↓

④検察官からの事情聴取 → 調書作成

※ 捜査の状況について知りたい

※ 検察官の役割

2010/3/3

12

捜査の経過と加害者の立場

```
graph TD; A[加害者の特定] --> B[加害者の逮捕]; B --> C[加害者の勾留]; C --> D[起訴・不起訴の決定]
```

2010/3/3

13

起訴・不起訴

起訴

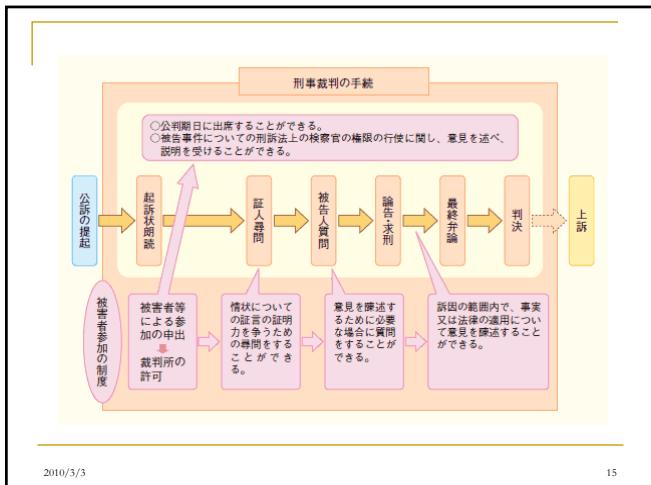
起訴 → 裁判
略式起訴

不起訴

- ・親告罪又は告発が必要な事件について、告訴、告発が取り消された ※ 捜査中の示談の問題
 - ・嫌疑なし
 - ・嫌疑不十分
 - ・起訴猶予
※起訴するかしないかは、検察官の判断に委ねられる

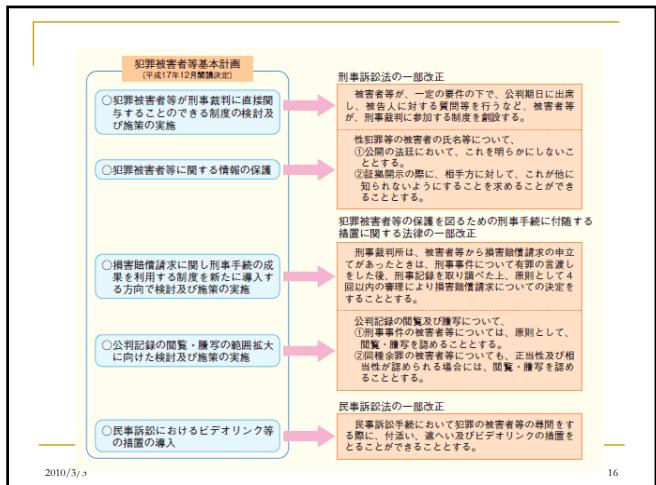
2010/3/3

14



2010/3/3

15



2010/3/3

16

加害者が少年の場合

少年審判手続 資料p10

家庭裁判所による審判、原則非公開

ただし、被害者の傍聴制度、意見陳述制度あり
逆送になると成人と同様の刑事裁判を受ける

cf 民事上の責任 保護者の責任

2010/3/3

17

裁判員裁判

裁判員裁判の概要、対象事件

※裁判員裁判の対象事件のうち、被害者参加ができる事件については、裁判員裁判に被害者が参加することとなる。

2010/3/3

18

民事事件～どのような権利があるか？(内容)

現在の法律上保障された権利

=損害賠償請求権

=経済的制裁(刑事罰以外(刑事手続以外)の合法的な制裁は、金銭を支払わせることしかない。)

※被害者の求めることとのギャップ

- =誠意ある謝罪、加害者の真摯な反省
- 真相を知る(なぜ被害に遭わねばならなかつたのか)
- 二度と同じような被害がなくなること
- 民事的手段だけでは、十分ではない場合が多い。

2010/3/3

19

損害賠償責任の範囲

・実費

ex 怪我の治療にかかった医療費

通院のための交通費等の

+

・被害がなければ得られたであろう利益

ex 仕事を休まなければならなくなつた

ex 事件後、後遺症が残り、収入が減った

事件後、働けなくなった

→休業損害

ex 事件あるいはその後遺症による精神的苦痛 →逸失利益

ex 事件あるいはその後遺症による精神的苦痛 →慰謝料

※ 因果関係が必要とされる

※ 被害者の過失の分、減額される(過失相殺)

2010/3/3

20

民事事件～権利行使する方法

① 加害者との直接の交渉(示談交渉)

② 調停制度～裁判所、調停委員を介した話し合い

- ・相手は裁判所から呼び出しを受ける。
- ・合意に達すると、調停調書が作成され判決と同じ効力がある=相手方が約束を破つたら強制執行できる。
- ・相手方が不出頭、合意に達しない場合、不成立になる。

③ 裁判(民事訴訟を起こす)

- ・相手は裁判所から呼び出しを受け、欠席すればこちらの言い分がそのまま認められる。
- ・判決は強制力があり、判決に反すれば強制執行ができる。
- ・時間がかかる(早くても2、3ヶ月、長ければ1年以上)

2010/3/3

21

民事手続の現実上の問題・限界

加害者が、資力に乏しい場合

加害者が実刑判決を受け服役する場合

(仕事はくびになり、収入はなくなる)

↓

加害者に対し、損害を賠償してもらう権利はあっても、実際に加害者から支払を受けられるか、は別の問題。

加害者に財産がない、財産が把握できないと、判決(調停調書)をもらっても、強制的に執行(回収)できない。

民事手続の現実上の問題・限界

民事手続の被害者への負担

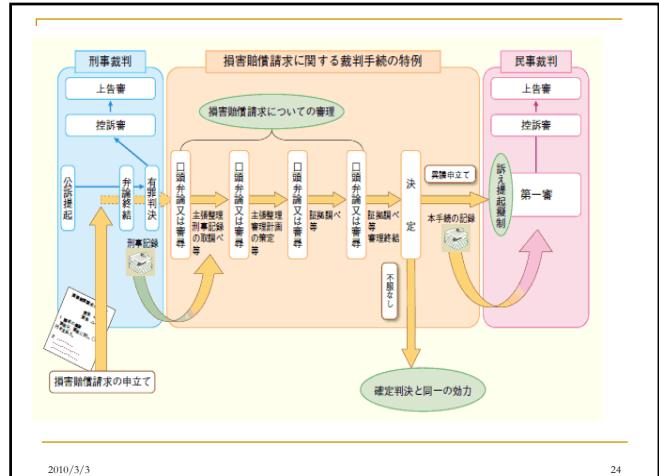
権利は行使しなければ、実現されない。

しかし、被害者は被害によって傷ついている。日常生活を取り戻すことともまならない。そんなとき、自ら訴訟を起こし、裁判を改めてする経済的・精神的負担は重い。

しかも、経済的に報いられるかは、事件によっては極めて厳しいことが多い。

2010/3/3

23



2010/3/3

24

刑事手続と民事手続の交錯

刑事手続中に、加害者、あるいは加害者の親族、その弁護人から、示談(損害賠償金の支払)、謝罪の申し込み(謝罪文の郵送)される場合がある。

被疑者・被告人が示談を申し入れる事情

- ・量刑を決める際、被害者の意向、被害者に対する被害回復措置をどの程度取ったか、誠意ある対応をしているかが、重要な要素となる。

被害者のジレンマ

- ・被害弁償に応じると、加害者の刑は多少なりとも軽減されるかもしれない。しかし、被害弁償の申し込みを断ると、被害回復のチャンスはなくなってしまうかもしれない。